

件 名：ETCスルーカードの利用業務

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、応募申込書の提出にあたっては、必ず別途配布している応募要領等をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

## E T Cスルーカードの利用業務仕様書

### 1 総 則

- (1) 本仕様書は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）の指定する道路において、発注者が使用できるE T Cスルーカード（以下「スルーカード」という。）を利用する場合に適用するもので、受注者は本仕様書に従って、適正に業務を行うものとする。
- (2) スルーカード使用により生じた高速道路株式会社の発注者に対する債権を、当該会社から受注者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとする。

### 2 契約期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

### 3 発行枚数

32枚

### 4 基本要件

- (1) 年会費及び発行手数料等（再発行を含む）  
年会費、発行手数料（再発行を含む）、保証金及びその他事務手数料は無料であること。
- (2) カードの発行に要する期間  
カード発行の申込みを受理した後、概ね2週間程度でカードの発行ができること。

### 5 業務内容

- (1) 対 象  
発注者の所有する公用車を対象として、発注者の必要に応じてスルーカード（クレジット機能は有しない物に限る）を発行し、貸与・使用させるものとする。
- (2) 所有権  
スルーカードの所有権は受注者に属し、スルーカードの紛失・盗難が生じた場合には、適切な対応を行わなくてはならない。
- (3) 明細書  
発注者のスルーカード使用により生じた高速道路株式会社からの債権に係る利用明細書を作成し、発注者の指定する検査職員の検査を受けなければならない。
- (4) 請 求  
高速道路株式会社からの債権譲渡された金額について、各月経過後に請求を行うこととする。（請求書に基づき、銀行口座振込により支払う）請求は、甲が指定したグループ毎に作成すること。  
なお、平成25年3月分（3月1日～31日使用分）については、翌月23日までに請求を行うこと。

## 6 その他

- (1) 当該業務を行うに当たっては、事前に大臣官房経理課用度班、林野庁林政課会計経理第2班及び林野庁管理課会計調達班職員（以下「担当職員」という。）と打ち合わせを行うこと。
- (2) 疑義が生じた場合は、担当職員と連絡を取り、指示を受けること。